

宇多津町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年7月

宇多津町教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、心身ともに健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、児童生徒に対し、生き生きと教育活動に邁進できるようにすることにより、学校教育の質を向上させ、全ての子どもたちへより良い教育の実現につなげることを目的として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の施行（令和8年4月1日）に伴い策定するものである。

(2) 宇多津町の現状

宇多津町教育委員会では、平成30年12月に「宇多津町教職員の働き方改革実施計画」を策定し、働き方改革を推進してきた。さらに、令和2年4月に「宇多津町立学校の管理運営に関する規則」を改正し、教育職員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とし、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組により、令和4～6年度に実施した時間外在校等時間調査（月平均）の結果は以下のとおりであった。時間外在校等時間は改善傾向にあり、80時間を超える時間外在校時間となっている教育職員等の割合も3校の平均でみると、かなり改善している状況である。

【令和4～6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均時間	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宇多津小学校	月45時間以下	53.2%	61.0%	66.9%
宇多津北小学校	月45時間 超	46.8%	39.0%	33.1%
宇多津中学校	うち80時間超	6.7%	4.2%	2.2%

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・各教育職員の時間外在校等時間について、月45時間、年360時間を超える教育職員数を令和11年度までにゼロにする。
- ・教育職員一人当たりの1か月時間外在校等時間を令和11年度までに平均30時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数（校長、教頭等含）を15日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。【令和7年度 11.7%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

保護者、学校応援隊や地域安全推進委員等が実施中であり、今後も続けていく。

- ・放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、安全安心まちづくりの会や地域安全推進委員が主体となって行っている見回りに委ねることとし、学校の自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・児童生徒の休日の引率等

児童生徒の校外でのボランティア活動、入試等の引率は必要がある場合を除いて行わないこととする。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査・統計等への回答

校務支援システムの機能等を活用することによって、各種調査の印刷・集計等に係る事務負担を軽減する。

- ・部活動

原則、休日の全ての部活動の地域展開に向けて、関係団体等と連携しながら、組織全体で取り組む。また、指導者の確保に向けて、地域への広報活動に努める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備、学習評価や成績処理

⇒校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用する等、校務DXを一層進めることによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。

- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応

⇒学校生活支援員、校内サポートルーム支援員、英語指導補助員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、福祉・医療機関等の専門性を発揮することにより、連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の電話対応については、録音機能の設定等により保護者等に教育職員の働き方改革についての理解と協力を求める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた月が学期間で2月以上となった教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率100%を目標とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。高ストレス判定者のうち希望する者には、医師による面接指導を実施する体制を整える。
- ・各学校において、年次有給休暇の取得を促進する。
- ・夏季休業の期間中に4日間程度の閉庁日の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町で導入している出退勤管理システムで把握する。
- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。